

山梨県住宅供給公社賃貸住宅建設資金借入金利子補給金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県住宅供給公社賃貸住宅建設資金借入金利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この利子補給金は、山梨県住宅供給公社（以下「公社」という。）が昭和50年及び昭和51年に賃貸住宅を建設する際に、その建設資金の一部として金融機関から借り入れた借入金（以下「借入金」という。）の支払利息について、公社に対して利子補給金を交付することにより、当該賃貸住宅の建設費を引き下げ、低廉な家賃の賃貸住宅の供給が図られ、もって県民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(利子補給金の交付対象)

第3条 知事は、公社が行った前条の借入金に対する当該年度の支払利息について、予算の範囲内において、公社に対し利子補給金を交付する。

(利子補給金の交付申請)

第4条 公社は、利子補給金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1号により利子補給金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により利子補給金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは利子補給金の交付決定を行い、別紙様式第2号により交付決定通知書を公社に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 公社は、前条の規定による通知に係る利子補給金の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2. 前項による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る利子補給金の交付決定は、なかったものとみなす。

(利子補給金の経費の配分又は内容の変更)

第7条 公社は、利子補給金の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式第3号により変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(利子補給金の受入の中止又は廃止)

第8条 公社は、利子補給金の交付決定後において利子補給金の受入を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙様式第4号により中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 公社は、利子補給金の交付対象である当該年度の利息の支払いがすべて完了したときは、その日から起算して1箇月を経過した日、または翌年度4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号により利子補給金実績報告書を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る利息の支払いが利子補給金の交付決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、別紙様式第6号により公社に通知する。

(利子補給金の支払い)

第11条 利子補給金は、前条の規定により交付すべき利子補給金の額を確定したのち支払うものとする。ただし、利子補給金の交付決定後に必要があると認められるものについては、概算払いをすることができる。

2 公社は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、別紙様式第7号により利子補給金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 知事は、公社が次の各号の一に該当すると認めるときは、利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

①本要綱の規定に違反したとき。

②利子補給金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(利子補給金の交付の終了)

第13条 利子補給金の交付は、公社借入金の元金償還及びその元金に伴う利息の支払いが全て完了した日の属する年度をもって終了とする。

(利子補給金の経理等)

第14条 公社は、利子補給金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を利子補給金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年12月12日から施行する。